

## 千葉市文化基金運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市文化基金条例（昭和53年千葉市条例第47号）に基づき設置された千葉市文化基金（以下「基金」という。）の有効かつ適切な運営を図るため、千葉市文化基金運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、文化基金で運営する事業（以下「文化基金事業」という。）について協議する。

2 文化基金事業は、次に掲げる各号の一に該当しなければならない。

- (1) 舞台芸術鑑賞事業を始めとした文化・芸術活動の振興に関する事業
- (2) 文化・芸術活動の支援に関する事業
- (3) 文化的環境の整備・促進に関する事業
- (4) その他文化振興に資する事業

### (組織)

第3条 協議会は会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は生活文化スポーツ部長をもって充て、副会長は生涯学習部長をもって充てる。3 会員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 生活文化スポーツ部長
- (2) 財政部長
- (3) 生涯学習部長

4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が必要と認めるときに招集し、会を主宰する。

2 協議会は、会員が全員出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第5条 会長が特に必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会の円滑な運営を図るため協議会への付議事項の事前調整並びに協議会からの委任事項の検討及び処理に関する事務を行う。

3 幹事会の幹事は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 文化振興課長

(2) 資金課長

(3) 生涯学習振興課長

4 幹事会は、文化振興課長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。